

## 碧南市地域防災計画の主な修正事項（案）

### 1 趣旨

地域防災計画は、災害予防、災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画である。これらに掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないとされている。

### 2 修正の方針

#### (1) 愛知県地域防災計画の修正の反映

ア 愛知県の取り組みに係る修正

イ 水防法及び土砂災害防止法の改正等に伴う修正

ウ 国の防災基本計画の修正やその他の法令の改正等による修正

#### (2) 碧南市各部局における活動の反映、その他表記の整理

### 3 主な修正点

#### (1) 地震・津波編（案）

ア 碧南市組織改正に伴い、担当部局の変更、各部局の名称の変更（市）

本編P. 64、86他

イ 防災ボランティア活動の支援について、記述の追加（県） 本編P. 26

（ア）連携体制の確保として、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める。

（イ）市における措置として、自主防災組織が防災に関する各団体と顔の見える関係を構築することを推進する。

ウ 要配慮者支援対策（市）

本編P. 74

避難行動要支援者名簿の提供先について、町内会を追加。

(2) 風水害編（案）

ア 河川防災対策（県）

（ア）予想される水災の危険の周知等の記述を追加 本編P. 23

（イ）水災害連携の連絡会・協議会についての記述を追加 本編P. 23

イ 浸水想定区域内の要配慮者施設についての記述を追加（県） 本編P. 74

なお、土砂災害警戒区域についても同様の修正を行っているが、現時点で碧南市における土砂災害警戒区域内に要配慮者施設は存在しない。

ウ 土砂災害の防止について、文章の修正及び指定区域の見直しについての記述を追加。（県・市） 本編P. 32

エ 交通関係施設対策（県・市） 本編P. 48

山間道路についての記述が追加されたが、碧南市内には存在しない。その旨を併記。

(3) 資料編（案）（市）

ア 資料3-2 排水機場施設一覧表他 蜷川排水機場の追加

イ 資料7-3 市内給食設備所有施設 市の施設以外のものを削除

ウ 資料8-1 一時退避場所及び火災時退避場所他 一時退避場所の加除  
追加 児童養護施設オリーブ

DCMカーマ碧南店屋上

削除 中部電力株たんトピア

エ 資料8-2 市の指定する避難所他 指定避難所の追加  
中部公民館を新たに避難所として指定

オ 資料9-1 市内の医療機関 表の整理

カ 資料11-1 災害の記録 過去の地震に本年度発生した2つを追加  
大阪北部を震源とする地震  
平成30年北海道胆振東部地震

キ 資料12-11 大規模災害時における応急措置資機材の提供等に関する  
協定 組合員の確認・修正

ク 下記の協定の追加

資料12-53 消火活動支援及び生活用水確保に関する協定

資料12-54 災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集及び情報連携に関する協定

資料12-55 災害救助物資の緊急調達等に関する協定

資料12-56 災害時における食料品・飲料品等の提供並びに談話室の管理に関する協定

※（県）県の改正によるもの、（市）市の改正によるもの